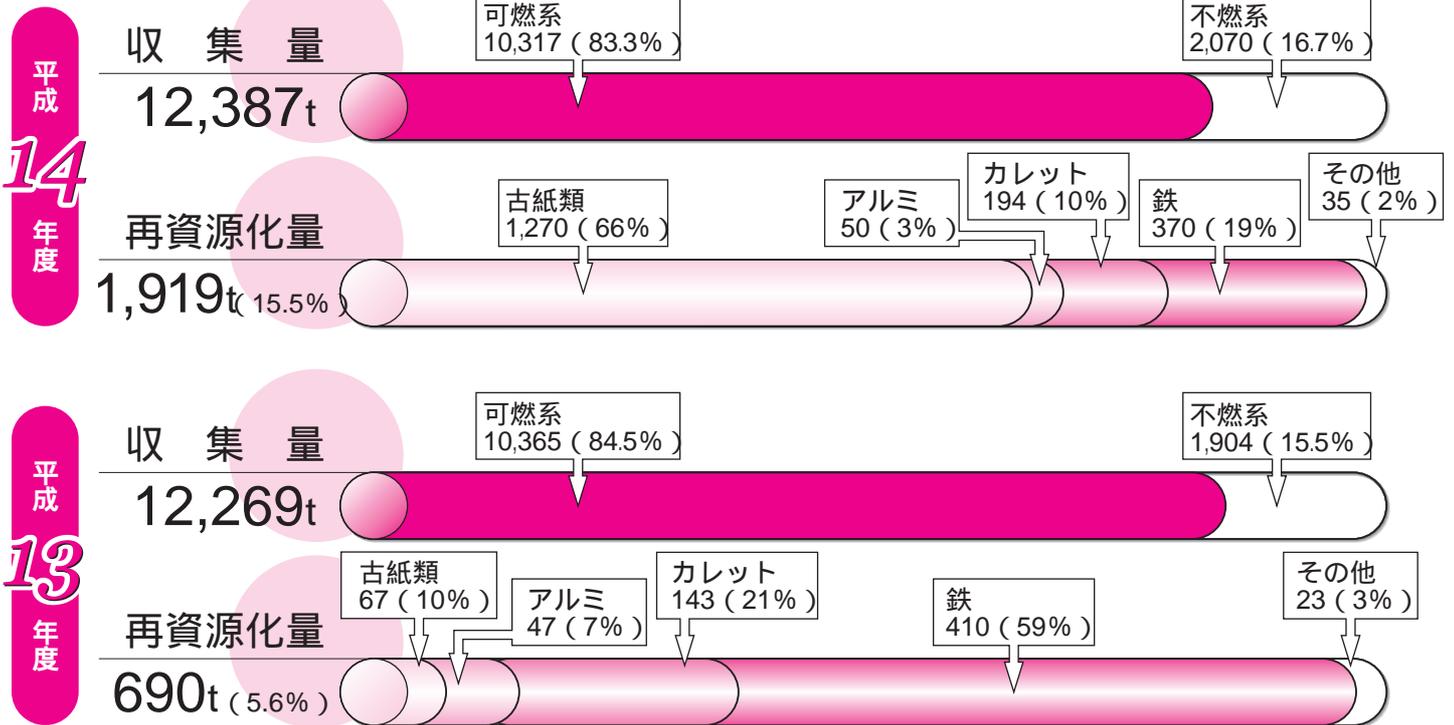


# 「ごみ」 混ぜれば

# 分ければ「資源」

ごみ収集量および資源化量

☎ クリーンセンター ☎728-5321 (単位:t)



平成14年度に町で収集したごみ(一般廃棄物)は、可燃系(燃やすごみ)が10,317t(前年対比、0.5%減)、不燃系(燃やさないごみ)が2,070t(前年対比、8.7%増)、合計で12,387t(前年対比、1.0%増)でした。これは、年間1世帯当たり1,034kg(前年対比、2.5%減)、1人あたりに換算すると357kg(前年対比、1.4%減)も出していることになりました。

クリーンセンターでは、衛生的に焼却、破砕処理をして引き続き施設の燃焼管理など適正な運転管理に努めていきますが、ごみの減量化を図り、快適な暮らしを維持するためには、みなさん1人ひとりの小さな積み重ねも大切です。

例えば、日常生活では物を大切に使うとか、使い捨ての製品はなるべく使わないようにするなど、ごみを出さないような工夫も試みてはいかがでしょうか。

ごみは混ぜれば、ただのごみになってしまいますが、適正に分別することにより資源として使うことができます。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

生ごみ処理容器で  
生ごみを

**減量・堆肥化**  
してみませんか

町では家庭から出される生ごみの減量化・資源化を図るため生ごみ処理容器等の購入に当たり補助金を交付しています。

対象 ・ 町内に住所を有し、現に居住している方(事業所は除く) ・ 処理容器等を常に良好な状態で維持管理できる方 ・ 堆肥化された生ごみを自家処理することができ方 ・ 町内において処理容器等を購入する方

補助金の額等 いずれも購入金額に2分の1を乗じて得た額。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額。

コンポスト限度額は、1基につき2,500円で、1世帯2基まで。

EM式限度額は、1基につき1,000円で、1世帯2基まで。

電気式限度額は、20,000円で、1世帯1基まで。

補助申請手続 申請書(環境対策課窓口で配布)と領収書(購入日、購入者の氏名、販売店の所在地および名称並びに処理容器等の名称および型式の記載されたもの)を環境対策課へ提出。

☎ 環境対策課 ☎2423

## 犬の飼い主 のみなさんへ



町では、4月に狂犬病予防集合注射を行いました。まだお済みでない方は、かかりつけもしくは最寄りの動物病院で予防注射を受けて環境対策課にて所定の手続きを行ってください。

☎ 環境対策課 ②421

通りの少ない道路など公共の場所、うっそうとした雑木林、雑草の繁った空き地などで不法投棄が見受けられます。不法投棄によって安全で快適な生活環境が損なわれてまいります。みだりに廃棄物を捨てると廃棄物処理法に違反し処罰されます。不法投棄をしている者を発見したときは上尾警察署に連絡してください。また、不法投棄、ごみの処理についてはクリーンセンターに連絡してください。土地を所有・管理している方は、不法投棄されないように清潔

# 不法投棄の 防止にご協力を！

を保つよう努めてください。ごみのないきれいな街づくりにご協力をお願いします。

## 平成14年度不法投棄件数

道路等	民地	ごみ集積所	その他	合計	総重量
158 件	12 件	45 件	11 件	226 件	17680 kg

投棄されやすいごみの種類 ビン・缶類、ふとん、かわら、タイヤ、廃油、自転車、ガスレンジ、家具類、家電品

## 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、汚水を処理してきれいな水に変え、私たちの生活環境を守るうえで非常に重要な役目を担っています。

しかし、維持管理が適正に行われていないと、その機能も十分に発揮されません。このため、浄化槽の処理方式や規模によって「保守点検」や「清掃」の実施回数が定められています。また、必ず1年に1回は、浄化槽の保守点検や清掃といった維持管理が適正に実施され、その機能が正常に維持されているかどうかを確認する「定期検査」を受けることが義務付けられています。

浄化槽の適正な維持管理によって、美しく澄んだふるさとの川の流れを取り戻しましょう。

☎ 環境対策課 ②421

## 小型合併処理 浄化槽設置者に 補助金

生活雑排水（台所、風呂、洗濯等の排水）とし尿を、併せて処理することができるとして、小型合併処理浄化槽を、下水道の事業認可区域以外に設置する方に、補助金を交付します。補助額は、設置にかかった費用の2分の1以内で浄化槽の大きさ（人槽）により、次の限度額以内です。

5人	354,000円
6人	420,000円
7人	490,000円
8人	560,000円
9人	630,000円
10人	700,000円

## 住宅用太陽光発電 システム 設置者に補助金



町では、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るため、太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する方に補助金を交付します。

1 補助金対象者 自ら居住する町内の住宅に、太陽光発電システムを設置する方

2 補助対象となる太陽光発電システムは、次の要件に適合したもの

①自宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流有りで連系したもの（太陽電池の最大出力は10kW未満）②未使用である（中古品は対象外）③電力会社と電灯契約を締結している

3 補助金額 1システム10万円

太陽光発電システムとは 太陽のエネルギーを直接電気に変換し、電力を供給する電源システム。大気汚染物質を発生しないなど、地球環境に極めてやさしい。発電した電気が余れば電力会社に電気を売ることができ、足りない場合には通常どおり電力会社から買うことができる。